

住民

久慈市長 様

住民票等申請書 郵便請求用

◆ 偽り、その他不正な手段で交付を受けたときは、
30万円以下の罰金に処せられます。

①
窓口に来られた方
(申請者)

申請日	年 月 日		
住所			
ふりがな 氏名	-----	電話	自宅・携帯・その他()
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日		
世帯主からみた関係(続柄) <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 世帯員 <input type="checkbox"/> その他 [] <input type="checkbox"/> 代理人・使者⇒ 委任状が必要です			

②
必要な世帯

住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 久慈市
世帯主 氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 明・大・昭・平・令 年 月 日生

③
使用目的

車両の登録 登記の手続き 職安の手続き
 年金の手続き 進学、就職 運転免許証、自動車教習所
 その他⇒ **具体的にお書きください(例:保険の手続きで〇〇会社に提出)**
 []

④
必要な証明書
と
通数

1 住民票 [300円]	世帯全部	通	円	⑤ どの証明書が必要ですか? 氏名 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ
	世帯一部	通	円	
2 除票[300円]		通	円	
3 記載事項証明書[300円]		件	円	← 証明の必要な書類を併せてお出してください
4 閲覧		件	円	5 その他【 】 円

⑤
住民票の
表示事項

※どの表示が必要か1つ選び、☑をしてください
 基本情報(氏名・生年月日・性別・住所)のみ表示
 基本情報・世帯主・続柄のみ表示
 基本情報・本籍・筆頭者のみ表示
 全ての事項を表示【※マイナンバー・住民票コード・履歴は記載されません】

※外国人の方はこちら
 基本情報のみ
 全ての事項を表示
 (国籍・在留資格等 含む)

※マイナンバーや履歴が必要な方は、こちらも☑をしてください
 マイナンバー (※使用目的欄に「提出先と使用目的」を必ず記入)
 履歴(氏名・住所・本籍・続柄等の変更履歴)の表示も必要

注意事項 住民票等の郵送先は、申請者が現在住所登録している所になります。
 申請者の住所登録地以外に送付をすることはできませんのでご了承ください。
 申請者の住所登録地が記載された下記の書類と一緒に送付してください。
 運転免許証・マイナンバーカード・保険証(国保・後期)・在留カード・特別永住者証・住民票など
 その他に定額小為替や返信用封筒などの送付が必要です。

通数	通
金額	円

※ 委任状は、必ず委任者本人が記入してください。

委任状

久慈市長 様

私

委任した日	年 月 日		
委任する人	住所		
	氏名	大・昭・平・令 年 月 日生	
	世帯主から みた続柄	電話	()

は、

代理人

代理人	住所		
	氏名	大・昭・平・令 年 月 日生	

に

下記証明書の申請及び受領の権限を委任します。

記

使用目的	<p>※下記から該当するものを選び☑をしてください</p> <p><input type="checkbox"/> 車両の登録 <input type="checkbox"/> 登記の手続き <input type="checkbox"/> 職安の手続き</p> <p><input type="checkbox"/> 年金の手続き <input type="checkbox"/> 保険証の手続き <input type="checkbox"/> 児童手当の手続き</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証、自動車教習所 <input type="checkbox"/> 進学、就職</p> <p><input type="checkbox"/> その他⇒ 具体的にお書きください(例:保険の手続きで〇〇会社に提出)</p> <p>()</p>
必要な証明書	<p>※下記から該当するものを選び☑をしてください</p> <p><input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 _____通</p> <p><input type="checkbox"/> 世帯の一部、_____の住民票 _____通</p> <p><input type="checkbox"/> _____の除票 _____通</p> <p><input type="checkbox"/> その他 _____通</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 別添書類の記載事項証明</p>

注意事項

- 1 全ての項目について委任者本人が記入してください。
- 2 偽り、その他不正な手段で交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。